

○岡山市登録保育施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 認可外保育施設が認可保育所等の補完的役割を担っている状況に鑑み、児童福祉法の理念に基づき、岡山市認可外保育施設登録要綱（以下「登録要綱」という。）により認定した登録保育施設及び特認登録保育施設（以下「登録保育施設等」という。）の保育環境の改善を図るため、予算の範囲内において登録保育施設補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 当該年度において認定された特認登録保育施設を運営する事業
- (2) 当該年度において認定された登録保育施設を運営する事業のうち、本市に住所を有する月極契約児童（月48時間以上利用する月極契約の未就学児童を対象とし、一時預かり児童及び就学児童を含まない。以下「契約児童」という。）を当該年度の4月1日現在において1施設当たり10名以上保育するもの

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、登録保育施設等の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定にあたって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費に限る。

- (1) 次に掲げる経費
 - ア 現有施設の維持管理経費（修理、修繕、クリーニング及び害虫駆除等。ただし、新築及び増築に係る経費を除く。）
 - イ 計画したカリキュラム実施のための経費（外部講師謝礼及びレッスン料等。ただし、

児童が参加するものに限る。)

- ウ 現有施設の遊具及び保育用具等購入経費（玩具、絵本、机、椅子及び楽器等）
 - エ 現有施設の備品及び什器等購入設置経費（戸棚、視聴覚機器、保育室のカーテン及び日よけテント等。ただし、保育の実施に直接必要とするものに限る。）
 - オ 現有施設の衛生管理及び安全確保のために必要とする用品及び備品等の購入設置経費（消毒液、洗濯機及び安全柵等）
 - カ アからオに類する費用で、児童の処遇向上に直接寄与するものとして市長が認める経費
 - キ アからカの経費支出に付帯する経費（手数料及び配送料等）
- (2) 児童を対象とする健康診断を年に2回以上実施する場合における実施に必要な経費
- (3) 調理調乳担当者が事業実施期間中継続して毎月1回以上赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌検査を含む検便を実施する場合における実施に必要な経費
- (4) 特認登録保育施設について、4月から翌年3月までの期間のうち、登録要綱第4条第1号で定める要件を満たした月における配置に必要な経費、保育に従事する者の処遇改善を図る経費及びこれらに類する経費で保育環境の改善に直接寄与するものとして市長が認める経費

(補助金額)

第7条 補助金額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条第1号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第1項の金額を上限とする。）
 - (2) 前条第2号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第2項の金額を上限とする。）
 - (3) 前条第3号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第3項の金額を上限とする。）
 - (4) 前条第4号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第4項の金額を12で除した額に登録要綱第4条第1号で定める要件を満たした月数を乗じた額（1円未満切捨て）を上限額とする。）
- 2 年度の途中で事業を廃止又は休止したときは、前項の規定に関わらず、補助金額は、次に掲げる額の合計額とする。なお、月の途中で補助事業を廃止又は休止したときは、その月を事業実施月数に含める。
- (1) 前条第1号の事業実施期間における補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第1項に定める額を12で除した額に事業実施月数を乗じた額（1円未満切捨て）を上限額とする。）
 - (2) 前条第2号の事業実施期間における補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第2項に定める上限額とし、児童を対象とする健康診断を事業実施期間に2回以上実施した場合にのみ支出するものとする。）
 - (3) 前条第3号の事業実施期間における補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第3項に定める額を12で除した額に事業実施月数を乗じた額（1円未満切捨て）を上限額とする。）

(4) 前条第4号の事業実施期間における補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第4項に定める額を12で除した額に登録要綱第4条第1号で定める要件を満たした事業実施月数を乗じた額（1円未満切捨て）を上限額とする。）

（交付の申請）

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、登録保育施設等の設置者が市税を滞納していないことを証明する書類とする。

（交付の条件）

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定にあたって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて前項に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨に沿って効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等控除額が確定した場合は、岡山市登録保育施設補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を岡山市に返還しなければならない。

- (5) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び申請書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかなければならぬ。

（状況報告）

第10条 特認登録保育施設の設置者は、市長から求めがあったときは、職員の配置状況及び第6条第4号に定める補助対象経費の支払状況が明らかになる書類を提出しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、第6条第1号から第3号に定める補助対象経費の支出内容を証する領収書及びカタログ等の写しとする。

(補助金の完了前交付)

第13条 特認登録保育施設について、4月から9月までの期間に登録要綱第4条第1号で定める要件を満たしている場合には、市長は、規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に第6条第4号に定める補助対象経費に係る補助金を交付することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

	上限額
1	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 次の各号に掲げる登録保育施設等の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>ア 専用の調理設備を有し、職員が当該設備を利用して給食を調理し、又は他の事業者に当該設備を利用した給食調理を委託等することにより、児童に給食を提供する登録保育施設等（以下「調理設備保有施設」という。）</p> <p>1施設当たり年額200,000円</p> <p>イ 調理設備保有施設以外の登録保育施設等 1施設当たり年額150,000円</p> <p>(2) 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 9,500円に4月1日時点の契約児童のうち0歳のものの人数を乗じて得た額</p> <p>イ 6,400円に4月1日時点の契約児童のうち1歳又は2歳のものの人数を乗じて得た額</p> <p>ウ 4,600円に4月1日時点の契約児童のうち3歳以上のものの人数を乗じて得た額</p>
2	1施設当たり年額61,000円
3	<p>次の各号に掲げる登録保育施設等の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 調理設備保有施設 1施設当たり年額36,000円（ただし、調理調乳担当者が1人の場合は、18,000円）</p> <p>(2) 調理設備保有施設以外の登録保育施設等 1施設当たり年額18,000円</p>
4	<p>次の各号に掲げる特認登録保育施設の4月1日時点の契約児童の人数の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 20人以下 1施設当たり年額744,000円</p> <p>(2) 21人以上40人以下 1施設当たり年額1,302,000円</p> <p>(3) 41人以上 1施設当たり年額2,046,000円</p>

様式第1号（第9条関係）

年　月　日

岡山市長　　様

補助事業者　住所又は所在地

設置者名

施設名

代表者名

岡山市登録保育施設補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付岡山市指令保幼第　　号で交付決定を受けた、　　年度岡山市
登録保育施設補助金に係る仕入控除税額について、岡山市登録保育施設補助金交付要綱第9
条第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額　　金　　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
(補助金等返還相当額)

金　　円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

※ 補助金返還額がない場合であっても、報告すること。